令和７年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業

業務委託仕様書（案）

１　委託事業名

令和７年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業

２　事業の目的

本県の特定健診受診率は令和５年度で44.65％と上昇傾向にあるものの、依然として国の目標である60％には達していない。特定健診は生活習慣病の早期発見や重症化予防に直結し、住民の健康寿命の延伸や医療費の適正化に資する重要な取組である。

しかしながら、多くの市町村では人手や体制の制約により、住民への情報提供や受診勧奨が十分に実施できていない状況にある。

こうした状況を踏まえ、本事業では特定健診の必要性や受診のメリットを広く住民に伝えるとともに、市町村における受診促進体制の支援につなげることを目的に、周知啓発を強化し、特定健診の受診率向上を図るものである。

３　委託期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

４　事業概要

本事業は、県が選定する浜通りエリア等の市町村を対象に、特定健診の受診率向上に資する広報・周知啓発を展開するものである。

特定健診の未受診者に対して効果的に「行動のきっかけ」を与える情報発信・アプローチを重視し、地域特性や対象層に応じた多様な広報手法（WEB広告、地域メディア、イベント連動、SNS 等）の自由な提案・実施を期待する。

また、事業実施を通じて得られた成果や知見を整理・分析し、今後の他地域展開に向けた再現性ある手法や仕組みの構築を目指す。

５　事業内容

　　本事業では、特定健診の受診促進を図るため、対象世代に効果的に届き、実際の受診行動につながるような広報・啓発活動を総合的に実施する。受託者は、ナッジ理論等の知見を活用し、対象地域や住民特性に即した「提案型の施策」を企画・実施すること。

（１）周知啓発コンテンツの制作・展開

受診率向上に向け、特定健診の対象世代の関心や興味を引き、かつ受診を促す訴求力の高い広報コンテンツを制作する。

具体的なコンテンツ・媒体・訴求方法については、ナッジ理論や行動科学等の知見を活用し、より高い効果が見込まれる手法を自由に提案・実施するものとする。

　　（事業提案例）

・特定健診の重要性・受診メリット等を伝える動画の制作

　　・SNSや自治体WEBサイトと連携した広報展開

　　・必要に応じてチラシ・ポスター等の制作・配布

・地域特性を活かしたイベント連動型啓発など、自由提案による取組

　ア　注意事項

（ア）制作する全コンテンツは、県および市町村において継続活用可能な形とするこ

と。

　　（イ）内容の校正は、委託者からの要請に応じ、業務スケジュールに支障のない範囲で２回以上行うこと。

（２）WEB広告の制作

　　　特定健診未受診者の関心喚起と受診行動を促すため、ナッジ理論などの行動科学の手法を取り入れ、対象層に効果的に届くWEB広告を実施する。

・検索連動型広告等に活用できるような、特定健診の未経験者に効果的なメッセージを制作する。

・ディスプレイ広告で活用できるような、特定健診の未経験者に効果的なバナーを制

作する。

・広告の流入先コンテンツとして、特定健診の未経験者の特性に応じてナッジ理論を活用した効果的なメッセージ等を含めた動画を制作する。

・実施エリアは浜通りエリアを想定し、広告の掲載期間は令和７年１０月～１２月頃の３か月間程度（別途協議）

（３）受診率向上に資する事業の提案と実施

受託者は、上記の他、事業の効果を向上する取組について県に提案する。

なお、具体的な取組みの実施の可否については、県と委託者が協議の上、決定する。

６　業務実施報告書等の納品

（１）納品

受託者は、業務終了後、速やかに以下の業務実施報告書等を県へ提出すること。

① 業務実施報告書（様式任意）

② 業務完了報告書（契約書様式）

（２）納品場所

福島県保健福祉部国民健康保険課

（３）期限

令和８年３月３１日（火）まで（厳守）

７　留意事項

（１）個人情報の取扱い

本業務は、個人情報を多く取り扱うため、委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。また、本仕様書に基づく業務を行うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

受託者は、本業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（２）一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（ 以下「契約の主たる部分」という。） については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

1. 契約金額の50％を超える業務

② 管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

（３）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

ア）資料の収集・整理

イ）複写・印刷・製本

ウ）原稿・データの入力及び集計

エ）その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と受託者が別途協議を行った業務

（４）協議事項

次の事項については、県と協議すること。

① やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合

② 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合

③ 委託業務において疑義が生じた場合

④ 災害等の影響がある場合

（５）委託業務の明記

業務実施に当たっては、福島県委託業務である旨を明記すること。

８　検査及び支払方法

受託者は業務終了後、「６ 業務実施報告書等の納品」のとおり、県に報告書を提出する。

県は、当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を県に提出する。

県は、請求書を受領後、受領日から３０日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。

なお、受託者は、成果指標の測定に必要な資料の提供について協力すること。

９　その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、随時、県及び受託者が協議して決定する。